

袋井市議会業務継続計画（議会 BCP）

令和 8 年 4 月

目 次

1	業務継続計画の必要性と目的	1
2	災害時の議会及び議員の行動指針	1
	(1) 議会の役割	1
	(2) 議員の役割	1
	(3) 議会事務局の役割	1
3	災害時等の市との連携・協力関係	2
4	想定する災害等	3
5	自然災害等に係る業務継続の体制及び活動基準等	3
	(1) 議会の体制、活動基準	3
	ア 災害対策会議の設置	3
	イ 設置基準	3
	ウ 構成	4
	エ 所掌事項	5
	オ 事務局	6
	カ その他	6
	(2) 発生時期に応じた議員の活動基準	7
6	重大な感染症のまん延に係る業務継続の体制及び活動基準等	15
	(1) 議員及び議会事務局職員で感染者が発生した場合の対応	15
	(2) 発生段階の設定	16
	(3) 議会の業務継続の体制及び活動基準	16
	(4) 審議を継続するための環境の整理	18
	(5) 議員、議会事務局職員等が感染した場合等の情報の公表及び共有	19
7	市議会業務全般における業務継続のための優先順位	19
8	議会の防災訓練	21
9	計画の運用	21
	(1) 議会BCPの見直し	21
	(2) 見直し体制	21
	★様式	
	(1) 議員・職員安否確認表	22
	(2) 議員・職員状況確認表（感染症用）	23

1 業務継続計画の必要性と目的

近年甚大化している自然災害や感染症のまん延、さらには予測される南海トラフ地震などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として迅速な意思決定と多様な住民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要な組織体制や議員の行動基準などを定めた袋井市議会業務継続計画（以下、議会BCPという）を策定するものである。

2 災害時の議会及び議員等の行動指針

（1）議会の役割

市議会には、予算や条例の制定・改廃などの「意思決定機能」、首長の施策をチェックする「監視機能」、政策を立案・提案する「政策立案機能」という3つの役割を果たすことが求められている。このことは、平常時、非常時を問わない。

このようなことから、議会は、非常時においても、その機能を停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持しなければならない。そのためには、様々な災害等を想定し、対応できる体制を整えなければならない。

（2）議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するため、その構成員としての役割を担うことが基本であるが、その一方で、災害発生時にあっては、被災した市民の救援や被害の復旧などのために、非常の事態に即応した活動が求められることが想定される。

このようなことから、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識したうえで、地域活動などに従事する役割も担うこととなる。

（3）議会事務局の役割

市災害対策本部が設置された場合、議会事務局職員は、市の定める「袋井市地震災害警戒本部・袋井市災害対策本部編成表」及び「議会BCP」、「袋井市地震災害警戒(災害対策)本部災害対応マニュアル」に基づき、災害等対応業務にあたる。

3 災害時等の市との連携・協力関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応に当たるのは危機管理課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

特に、災害初期においては、市当局では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮し、議員個人として行うのではなく、市と連携することが重要である。

一方で、議会が、自らの役割である監視牽制機能と、審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。

そのため、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

このことから、議会においては、市災害対策本部の設置後、議長が必要と認める場合には、袋井市議会災害対策会議(以下「市議会災害対策会議」という。)を設置する。

4 想定する災害等

議会BCPの対象とする災害等は、次のとおりとする。これは、災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市災害対策本部体制（第三次配備）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震・津波	・本庁又は支所のいずれかが震度4以上の地震を観測したとき ・大津波警報が発表されたとき
一般災害・風水害等	・大規模火災、爆発及び多数の死傷者等を伴う事故等が発生したとき ・市全域にわたって大きな災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき又は全域でなくても被害が特に甚大と予測され、その対策が必要となる時
感染症	新型インフルエンザや新型コロナ等の感染症等により大きな被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で特にその対策が必要となる時
その他	上記のほか、議長が認める事象が発生したとき

5 自然災害等に係る業務継続の体制及び活動基準等

(1) 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

地震、風水害等の災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合、市議会災害対策会議を設置することができる。会議は委員長（議長）が招集する。

なお、市議会災害対策会議構成委員以外の議員（地区担当議員）は各地域で任務にあたる。

イ 設置基準

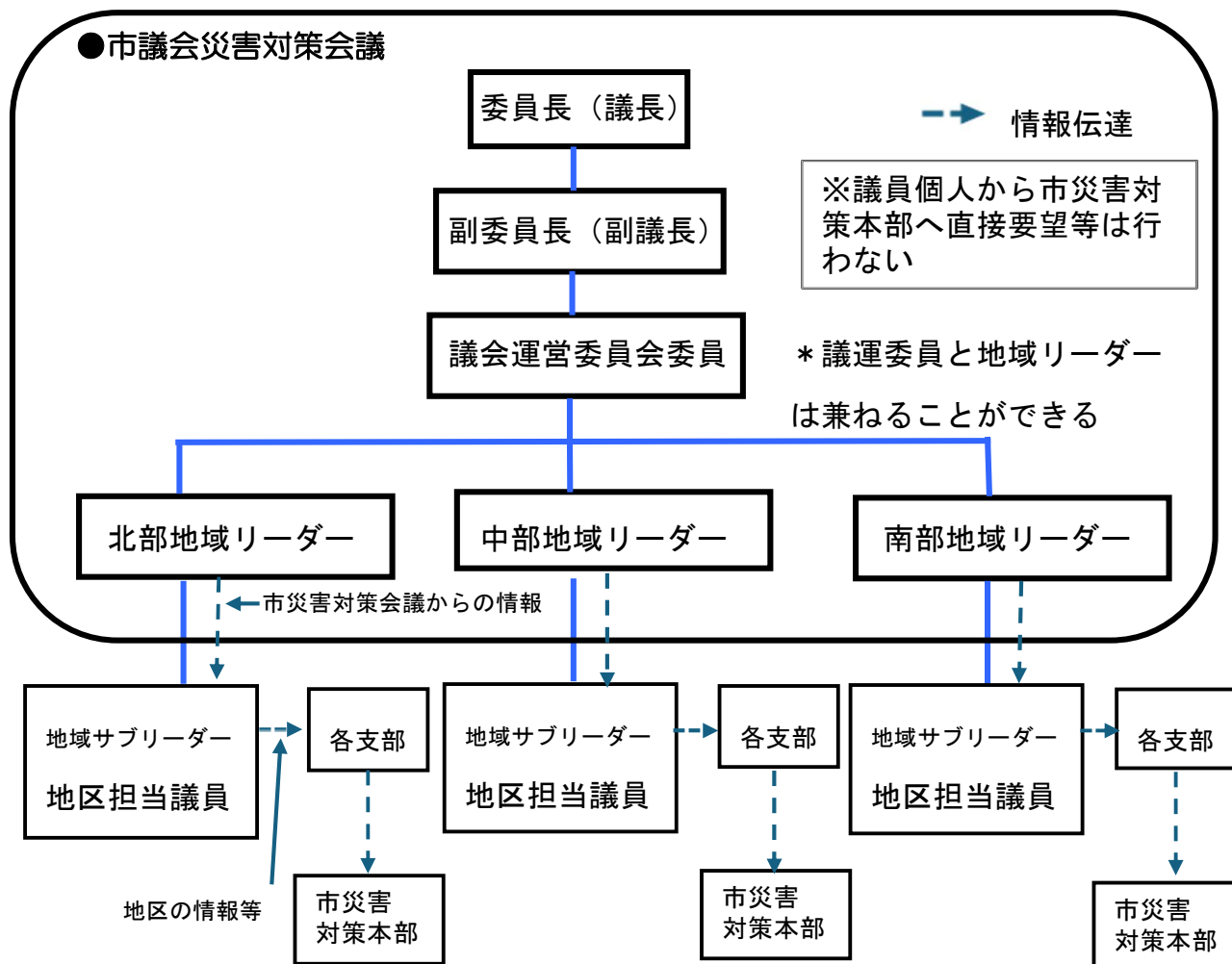
議会BCPの対象とする災害が発生し、かつ、議長が必要と認めたとき。

※市議会災害対策会議が設置されなかった場合は、各地区の自主防災隊等の取り決めにより、必要に応じて議員としての活動を行う。

ウ 構成

役職	委員長	副委員長	委員
構成員	議長	副議長	議会運営委員会委員 地域リーダー
主な職務	災害対策会議の 設置及び会議の 事務の統括	委員長を補佐し、委員 長に事故あるとき、又 は欠けた場合には、そ の職務を代理する	委員長、副委員長ともに事 故あるとき又は欠けたときは 議会運営委員会委員長がその 職務を行う

* 地域リーダーが事故等により市議会対策会議に出席できないときにその職務を行うため、地域サブリーダーをおく



北部地域…三川、上山梨、下山梨、宇刈、今井、袋井北、袋井北四町

中部地域…駅前、高尾、高南、豊沢、愛野、袋井、川井、袋井西、田原、方丈、袋井東一、袋井東二

南部地域…笠原、浅羽北、浅羽西、浅羽東、浅羽南

* 市自治会連合会単位での区分けとする

* 概ね旧国道1号線より北側が北部地域、南側が中部地域、笠原、旧浅羽町が南部地域

エ 所掌事項

●市議会災害対策会議の任務

- ・ 議員の安否確認を行うこと
- ・ 市災害対策本部（議会部及び議会事務局長）から災害情報等を収集し、議員に情報提供を行うこと
- ・ 市災害対策本部からの情報を参考とし、市災害対策本部に対し、提案、提言及び要望を行うこと
- ・ その他委員長が必要と認めること

●地域リーダーの任務

- ・ 市議会災害対策会議からの情報を地区担当議員に伝えること

●地域サブリーダーの任務

- ・ 地域リーダーの職務の補佐、地域リーダーに事故ある場合にはその職務を代理すること

●地区担当議員の任務

- ・ 指定された地区において、情報収集を行うこと
- ・ 指定された地区の避難所等の状況を把握し、必要な支援など市民の声を聞くこと
- ・ 上記の情報や内容を担当地区の市災害対策本部の各支部に伝えること
(災害状況については、市災害対策本部の支部備え付けの「被害状況報告集計表(支部用)」を適宜利用する)
- ・ 地区の防災隊長等と被災情報及び支援要望等の整理をすること

オ 事務局

- ・市議会災害対策会議の事務局は議会事務局とし、当該会議の業務に従事するものとする
- ・議会事務局長は市災害対策本部の会議に出席し、情報収集に努め、市議会災害対策会議へ情報提供を行う

カ その他

市議会災害対策会議の運営に関して必要な事項は市議会災害対策会議で協議して決定する

(2) 発生時期に応じた議員・議会事務局の活動基準

【災害が会議(本会議・委員会)中に発生した場合】 *閉会中の常任委員会、全協等も準ずる

ア 議長、副議長、委員長、副委員長

- ・議会BCPの対象とする災害が発生した場合、議長、副議長並びに常任委員会の委員長、副委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保の必要がある場合、そのための指示をするものとする。
- ・議長は、市議会災害対策会議設置の可否を判断する。設置を決定した場合には、全議員に設置した旨の連絡を行うとともに必要に応じて会議を招集し開催する。
- ・議長は市議会災害対策会議の委員長を務め、事務を統括するとともに、代表として市災害対策本部との連絡・調整を行う。

イ 議員

- ・議員は、速やかに自身の安全を確保する。自身の安全確保を行った上で被災者がいる場合には、その救出・支援を行う。また、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで市役所5階議会棟で待機するものとする。
- ・市議会災害対策会議を設置した場合、地域リーダーは会議に出席し職務に当たる。
- ・待機指示解除後、地区担当議員は地域に戻り、被災者がいる場合には、その救出・支援を行うとともに、市災害対策本部の支部と連携し被害状況等の情報収集に務めるものとする。

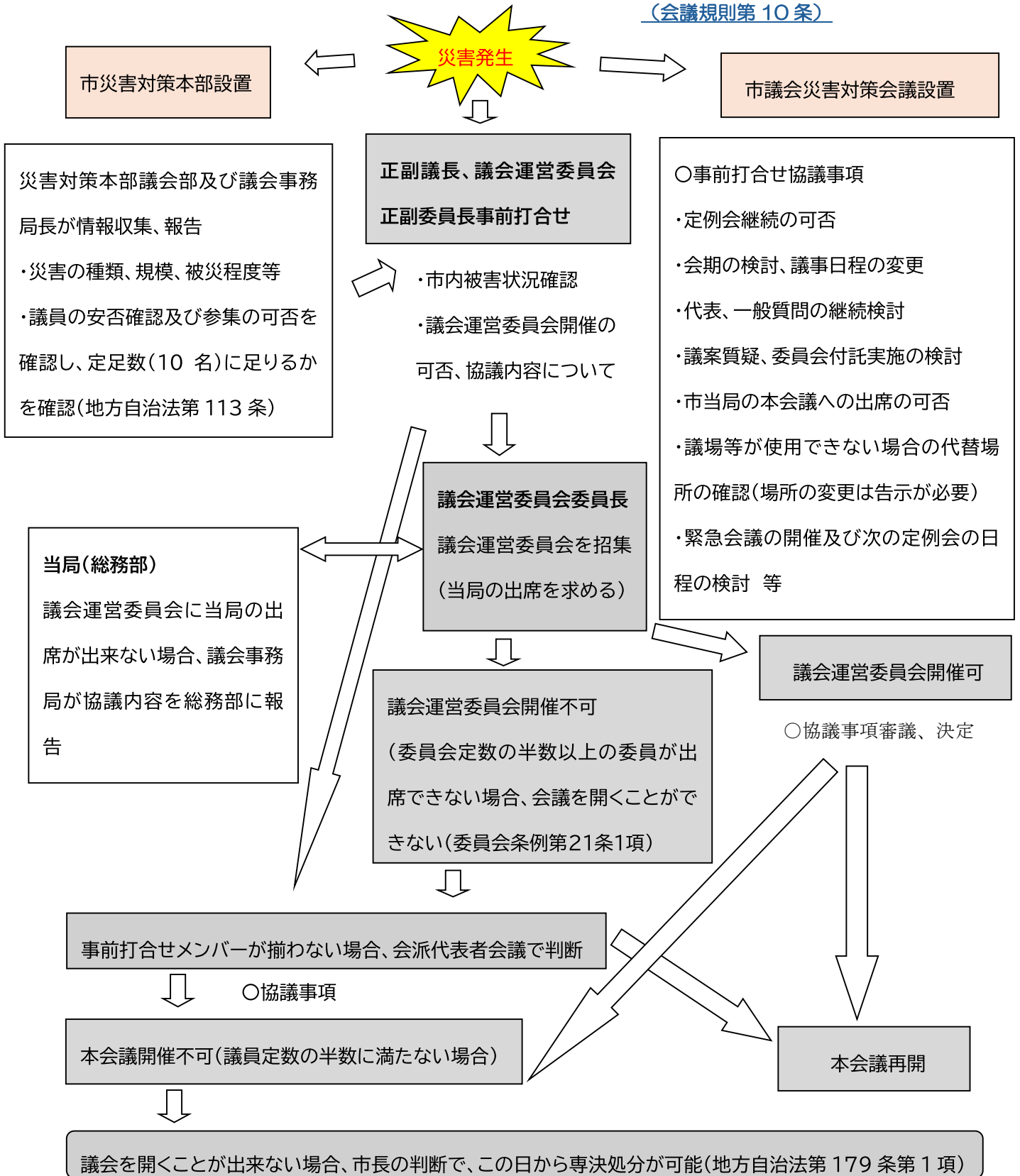
ウ 議会事務局

- ・本会議又は委員会開催中における災害応急対策業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、別添様式1「議員及び職員安否確認表」を利用するなど、迅速に行う。また、これに備え、会議における議長及び委員長の非常時対応マニュアル(シナリオ)を作成する。
- ・第1次配備態勢、第2次配備態勢、第3次配備態勢の発令後、出動が可能ならば速やかに防災センター他各参集場所へ参集し災害応急対策業務に当たる。また、緊急情報連絡システムにて安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

ケース2 代表・一般質問中～議案質疑、委員会付託

*本会議開催中は、議長が休憩を宣告

(会議規則第10条)



ケース3 常任委員会（分科会）審査中～常任委員長会議、議会運営委員会～閉会日前日

*委員会開催中は委員長が休憩を宣告（委員会

条例第16条）

災害発生

市災害対策本部設置

市議会災害対策会議設置

災害対策本部議会部及び議会事務局
局長が情報収集、報告

- ・災害の種類、規模、被災程度等
- ・議員の安否確認及び参集の可否を確認し、定足数(10名)に足りるかを
確認(地方自治法第113条)

正副議長、議会運営委員会
正副委員長事前打合せ

- ・市内被害状況確認
- ・議会運営委員会開催の
可否、協議内容について

○事前打合せ協議事項

- ・定例会継続の可否
- ・会期の検討、議事日程の変更
- ・委員会審査の進捗状況確認
- ・常任委員長会議の開催検討
- ・市当局の本会議への出席の可否
- ・議場、委員会室が使用できない場合の
代替場所の確認(場所の変更は告示が
必要)
- ・緊急会議の開催及び次の定例会の日
程の検討等

当局(総務部)

議会運営委員会に当局の出
席が出来ない場合、議会事務
局が協議内容を総務部に報
告。

議会運営委員会委員長
議会運営委員会を招集
(当局の出席を求める)

議会運営委員会開催不可
(委員会定数の半数以上の委員が出
席できない場合、会議を開くことが
できない(委員会条例第21条1項))

議会運営委員会開催可

○協議事項審議、決定

事前打合せメンバーが揃わない場合、会派代表者会議で判断

○協議事項

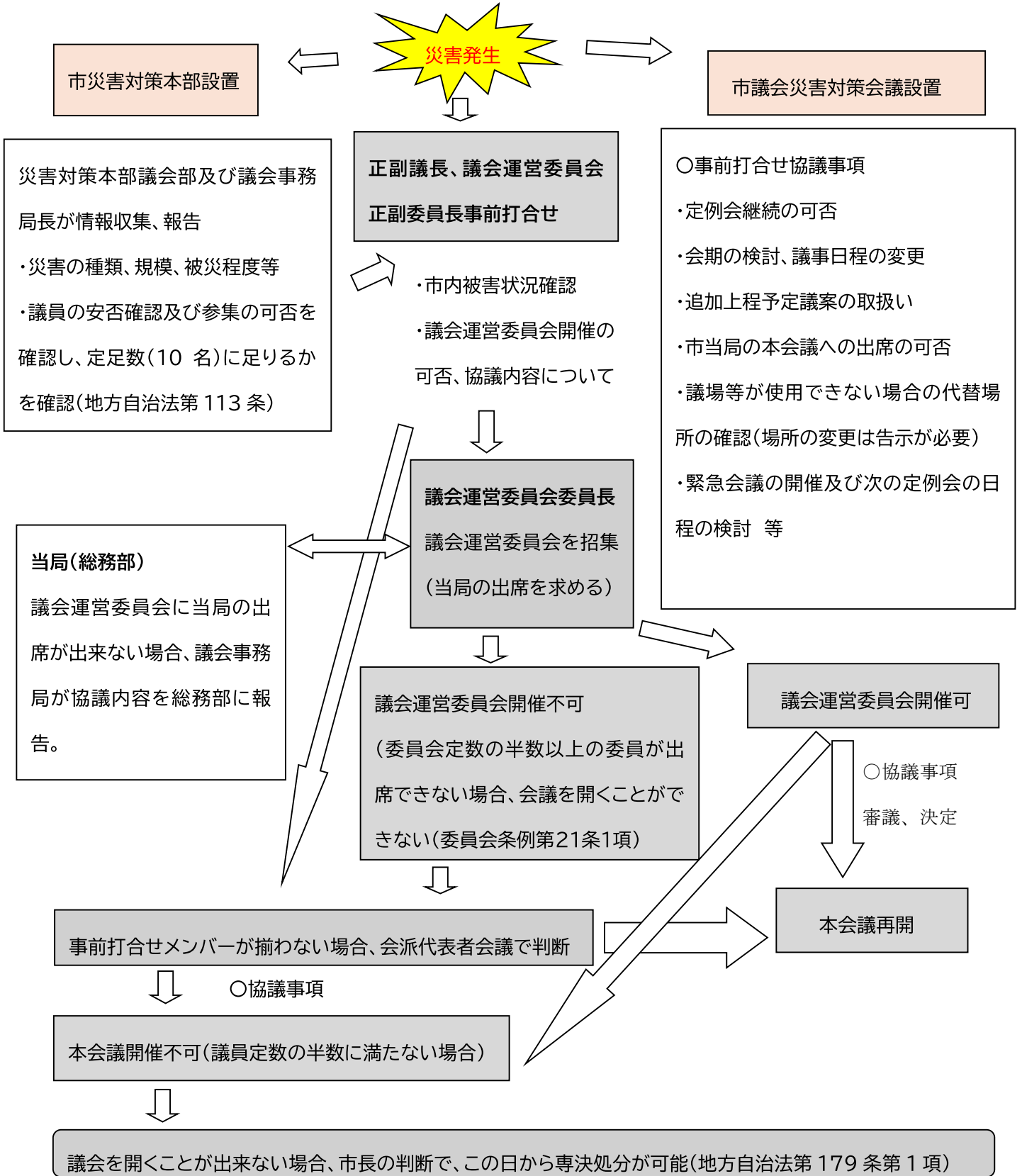
委員会開催不可(委員会定数の半数に満たない場合)

委員会等再開

議案審議が出来ない場合、市長の判断で、この日から専決処分が可能(地方自治法第179条第1項)

ケース4 本会議最終日

*本会議開会中は議長が休憩を宣告（会議規則第10条）



【災害が休日、夜間、本会議初日前日に発生した場合】

ア 議長、副議長

- ・議長、副議長は議会BCPの対象とする災害が発生した場合には、市役所5階議会棟に登庁する。登庁ができない場合、緊急情報連絡システムやメール、電話等にて議会事務局長へ連絡する。
- ・議長、副議長は、市からの緊急情報連絡システムにて安否の報告を行う。
- ・議長は、市議会災害対策会議設置の可否を判断する。設置を決定した場合には、全議員にメール等の手法を用いて設置した旨の連絡を行うとともに必要に応じて会議を招集し開催する。
- ・議長は市議会災害対策会議の委員長を務め、事務を統括するとともに、代表として市災害対策本部との連絡・調整を行う。

イ 議員

- ・議員は、速やかに自身と家族の安全を確保する。自身と家族の安全確保を行った上で、被災者がある場合には、その救出・支援を行うとともに被害状況等の情報収集に務めるものとする。
- ・議員は、市からの緊急情報連絡システムにて安否の報告を行う。
- ・市議会災害対策会議が設置された場合、地域リーダーは、市役所5階議会棟に参加し、会議の職務に当たる。地区担当議員は、指定された地区にて被災者がある場合には、その救出・支援を行うとともに、市災害対策本部の支部と連携し被害状況等の情報収集に務めるものとする。
- ・市外にいる議員は、連絡が取れる体制を確保し、速やかに市内に戻り、上記に努めるものとする。

ウ 議会事務局

- ・議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認する。第1次配備態勢、第2次配備態勢、第3次配備態勢の発令後、出勤が可能ならば速やかに防災センター他各参集場所へ参集し災害応急対策業務に当たる。また、緊急情報連絡システムにて安否の報告を行

い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

・休日、夜間等における災害応急対策業務は、まず、議員の安否確認を行い、その後、その他の災害応急対策業務を行う。

ケース5 夜間、休日、本会議初日前日

正副議長に事故あるときは、本会議において仮議長選挙から行う
(地方自治法 106 条第2項)

市災害対策本部設置

災害発生

市議会災害対策会議設置

災害対策本部議会部及び議会事務局長が情報収集、報告

- ・災害の種類、規模、被災程度等
- ・議員の安否確認及び参集の可否を確認し、定足数(10名)に足りるかを
確認(地方自治法第113条)

正副議長は市役所5階の議会棟へ参集。必要に応じて議会運営委員会正副委員長を招集し事前打合せ

- ・市内被害状況確認
- ・議会運営委員会開催の可否、協議内容について

○事前打合せ協議事項

- ・定例会開催の可否
- ・会期の検討、議事日程の変更
- ・上程予定議案の取扱い
- ・代表、一般質問の実施検討
- ・常任委員会の開催検討
- ・市当局の本会議への出席の可否
- ・議場等が使用できない場合の代替場所の確認(場所の変更は告示が必要)
- ・緊急会議の開催及び次の定例会の日程の検討等

議会運営委員会委員長
議会運営委員会を招集
(当局の出席を求める)

当局(総務部)

議会運営委員会に当局の出席が出来ない場合、議会事務局が協議内容を総務部に報告。

議会運営委員会開催不可
(委員会定数の半数以上の委員が出席できない場合、会議を開くことができない(委員会条例第21条1項))

議会運営委員会開催可

○協議事項
審議、決定

事前打合せメンバーが揃わない場合、会派代表者会議で判断

○協議事項

本会議開催不可(議員定数の半数に満たない場合)

本会議開会

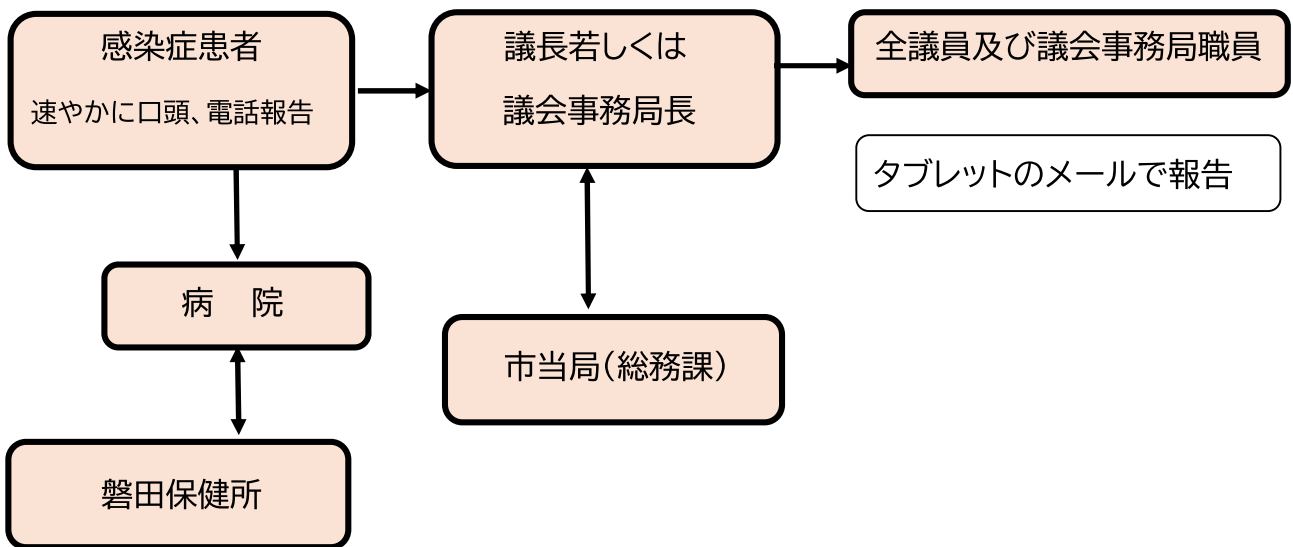
議会を開くことが出来ない場合、市長の判断で、この日から専決処分が可能(地方自治法第179条第1項)

6 重大な感染症のまん延に係る業務継続の体制及び活動基準等

(1) 議員及び議会事務局職員で感染者が発生した場合の対応

・発生時の報告等の流れ

(基本的な関係機関との連絡・報告を示すが、国・県により連絡・報告・行動の指示があった場合はその指示方法に従う)



【市当局への報告】

- ・感染者状況を報告
- ・必要に応じて、消毒、保健所との調整など、今後の流れについて相談

(2) 発生段階の設定

新型インフルエンザや新たな感染症等において、刻々と変化する状況に迅速に対応するため「袋井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を基本に発生段階を次の4段階に区分する。

- ・ 海外発生期（第一段階）
- ・ 国内発生早期・国内感染期＜県内発生＞（第二段階～第三段階）
- ・ 国内発生早期・国内感染期＜市内発生＞（第二段階～第三段階）
- ・ 小康期（第四段階）

(3) 議会の業務継続の体制及び活動基準

ア 議会は感染症発生時において、議会機能を的確に維持するために、袋井市新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、必要に応じて議会運営委員会を開催し、情報共有を図るとともに、市議会として対応が必要な場合には協議を行う。

イ 議会事務局長は、袋井市新型インフルエンザ等対策本部の本部員となっていることから、議会運営委員会が開催された場合には、本部会議で得た情報を適宜、報告する。また、議会運営委員会に属さない議員にはタブレット端末を通じて情報を発信し共有する。

ウ 原則的に本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会等の市当局が出席する会議は開催する。ただし感染症のまん延により会議開催における定足数が見込めない場合には、議会運営委員会において会議運営方法等について協議を行う。

エ 発生段階に応じて迅速に対応できるよう、議会の基本的な行動基準を以下のとおり定めるが、感染症対策は状況によって異なる対応が必要であることから、その時の状況に応じて議会運営委員会又は会派代表者会議で協議のうえ別途定めるものとする。

① 海外発生期（第一段階）

- ・メディア等により情報収集し動向を注視する。

* 第二段階から第四段階は共通事項として以下の行動基準とする

- ・議会棟フロアにアルコール消毒液を設置し、手指消毒を徹底する
- ・議会棟内でのマスク着用を徹底する
- ・会議開催時は、常時、本会議場、委員会室の扉、窓を開放して換気を行う
- ・本会議場、委員会室に飛沫飛散防止用のアクリル板を設置する
- ・議員及び議会事務局職員は毎朝検温を行うなど、自身の体調管理を徹底し、発熱や咳などの症状が認められる場合は速やかに医療機関を受診し、経過を議長若しくは議会事務局長へ報告する
- ・議員及び議会事務局職員は登庁の際には検温記録表にその日の体温を記録し、発熱や咳が認められる等、国の指標に準じる症状が認められる場合は登庁しない
- ・傍聴者は受付時に検温を行い、発熱や咳などの症状等、国の指標に準ずる症状が認められる場合は傍聴を認めない
- ・傍聴者に傍聴受付表への連絡先（日中連絡のつく電話番号）の記載を徹底する

② 国内発生早期・国内感染期＜県内発生＞（第二段階～第三段階）

- ・議員の発生地への出張を制限する
- ・議会の会議の出席者及び会議時間等の検討を行う
- ・議員の私用及び議員活動における市外への往来は、真に必要な場合を除いて控える
- ・市外からの視察等の受入を制限する

③ 国内発生早期・国内感染期＜市内発生＞（第二段階～第三段階）

- ・議員の市外への出張を制限する
- ・議会の会議の出席者及び会議時間等の検討を行う
- ・議会主催による議会報告会、意見交換会等の開催可否について検討を行う

- ・議員の私用及び議員活動における市外への往来は、真に必要な場合を除いて控える
- ・外部からの視察等の受入を制限する
- ・全ての傍聴希望者に対して傍聴の自粛を要請する

④ 小康期（第四段階）

- ・議員の出張制限を緩和する
- ・議員の私用及び議員活動における県外への往来は、真に必要な場合を除いて控える
- ・外部からの視察等の受入制限を緩和する
- ・傍聴の自粛要請を緩和する

（４）審議を継続するための環境の整理

ア オンライン会議の活用

オンライン会議の開催を可能とする委員会条例の一部改正を行い、「重大な感染症のまん延の防止のための措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会を開催することができる」こととした。

今後も、議会の機能の維持及び審議等の継続のため、オンライン会議を有効に活用していく必要がある。

イ 感染対策に必要となる物資の確保

重大な感染症のまん延下において議会機能を維持するため、感染の原因やその予防策などに関する情報の収集をし、議会機能の維持に必要な物資（マスク、消毒液等）を的確に確保する必要がある。

ウ 一般傍聴者への対応

感染症のまん延に際しては、感染経路の追跡を可能とするための氏名や連絡先の

確認や傍聴者の検温、手指の消毒等の対応が必要になる。

また、ソーシャルディスタンスの確保のため、傍聴者数を減ずる措置を講じざるを得ない場合もあることから、重大な感染症のまん延時においても市民等の傍聴の自由を確保するため、従来からの本会議のインターネット中継の活用の拡大を図る必要がある。

(5) 議員、議会事務局職員等が感染した場合等の情報の公表及び共有

議員、議会事務局職員等が公表を要する感染症に感染したときは、国の方針、県及び市の公表内容等に則して、本市議会として必要な情報を公表する。公表の範囲等については、議会運営委員会にて決定する。

7 市議会業務全般における業務継続のための優先順位

※この優先順位は、おおむね1ヶ月程度内の業務優先順位を示す。

(優先度 S:新たに発生する業務 A:継続業務 B:縮小業務 C:停止・休止・中断業務)

業務内容		優先度
災害対策会議に関すること		S
正副議長の秘書用務に関すること	総務係	A
公印の保管に関すること	総務係	A
儀式・交際に関すること	総務係	C
文書の收受、発送、及び保存に関すること	総務係	A
予算・決算に関すること	総務係	C
議長会に関すること	総務係	C
職員の任免、服務及び給与に関すること	総務係	C
物品の購入、整理及び保存に関すること	総務係	C
規則、規程の制定及び改廃に関すること	総務係	C
議員の身分に関すること	総務係	C

業 務 内 容		優先度
議員の福利厚生及び報酬その他給与に関すること	総務係	B
政務活動費に関すること	総務係	C
公文書の公開に関すること	総務係	C
情報公開及び個人情報の保護に関すること(災害に関するもの)	総務係	C (A)
議会の広聴に関すること	総務係	C
議場その他の施設の管理に関すること	総務係	A
行政視察の受入に関すること	総務係	C
議員懇談会に関すること	総務係	C
議員及び職員の研修に関すること	総務係	C
その他議会の庶務に関すること	総務係	B
政治倫理審査会に関すること	総務係	C
議長マニフェストの推進に関すること	総務係	C
本会議及び委員会等に関すること	議事調査係	A
議員提出議案、請願、陳情、意見書及び決議に関すること	議事調査係	C
会議録、その他記録の調製、編さん及び保管に関すること	議事調査係	C
議決及び決定事項の処理に関すること	議事調査係	A
公聴会に関すること	議事調査係	C
傍聴に関すること	議事調査係	C
広報に関すること	議事調査係	C
インターネット放映に関すること	議事調査係	C
議会改革に関すること	議事調査係	C
会派長会議・会派代表者会議等に関すること	議事調査係	B
関係法令の調査に関すること	議事調査係	C
資料の収集及び調査に関すること	議事調査係	C
議会図書室に関すること	議事調査係	C
その他議会の運営及び議事に関すること	議事調査係	A

8 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年1回は実施することが必要である。

9 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や、実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要に応じて、適宜改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

(様式1)

※必要に応じて議会事務局にて記入

議員及び職員安否確認表

確認日時	月 日	議員・職員 氏名	
	AM・PM :		
確認者氏名		議員・職員 住所	

安否 状況	本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他 ()
			無
	同居の 家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()
			無
所在地	市内	自宅 自宅外 ()	
	市外	場所 ()	
居宅の 状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()	
		無	
参集の 可否	可 否	参集可能な時期	
連絡先	※本人と連絡が取れない場合は家族の連絡先を記入		
地域の 被災状況	【地域 : 】		
その他	※特記事項があれば記入		

(様式2)

※議会事務局にて記入

議員及び職員安否(健康状態)確認表(感染症用)

確認日時	月 日
	AM・PM :
確認者氏名	

報告日時	月 日 ()
	AM・PM :
議員・職員 氏 名	

安否状況(健康状態)	本人	症状の有無	有	・ 具体的な症状 ・ いつ頃から (月 日 時頃から)
			無	
	同居の家族	症状の有無	有	・ 症状がある者(配偶者、子等具体的に記入) ・ 具体的な症状 ・ いつ頃から (月 日 時頃から)
			無	
現在地及び連絡先			住 所 : 電話番号 :	
その他	特記事項 (受診状況、医師の診察結果、検査の予定等)			

※健康状態に変化があった場合、議会事務局までご連絡をお願いいたします。

電話 0538-44-3143 FAX 0538-44-3148